

# 工業統計調査について

## 1. 調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

## 3. 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施し、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の実績について調査した。

## 4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業員3人以下の事業所を除く。）を対象としている。

## 5. 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

## 6. 集計項目の説明

(1) 事業所及び従業者数は、それぞれ平成25年12月31日現在の数値である。

(2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

常用労働者には前2ヶ月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者を含む（出向・派遣受入者はこれに準ずる）。

(3) 現金給与総額は、平成25年の1年間に、常用労働者のうち雇用者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、出向させている者に対する負担額及び臨時雇用者に対する給与等）の合計額である。

(4) 原材料使用額等は、平成25年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等は、平成25年の1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の出荷額を含む）、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷価額によったものであり、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。

(6) 在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。

(7) 内国消費税額とは、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。